資料１－１

「ゼロカーボン北海道推進計画」の見直しについて

１　趣旨

○　ゼロカーボン北海道推進計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条及び北海道地球温暖化防止対策条例第８条の規定に基づき、道の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガスの削減目標や主要な排出抑制等の対策・施策などを明らかにしたものである。

○　国においては、令和７年２月 18 日に、地球温暖化対策計画を改定し、2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することが示された。

○　道としては、国の計画改定で示された目標値や考え方、目標達成に向けた対策・施策などを踏まえ、ゼロカーボン北海道の実現に向け、現行計画の見直しを行うものである。

２　経過等

令和２年　３月　国に先立って「2050 年までのゼロカーボン北海道の実現」を表明

令和３年　３月　「北海道地球温暖化対策推進計画（第３次）」を策定（目標 2030 年度 35%削減）

・　部門別の排出抑制対策等のほか、本道の特性や強みを活かした重点取組

令和３年 10 月　国が「温暖化対策計画」を改定（目標 2030 年度 46%削減）※同５月　法改正

・　2050 年カーボンニュートラルの実現

令和４年　３月　第３次計画を改定し「ゼロカーボン北海道推進計画」を策定

（目標 2030 年度 48%削減）・重点取組の拡充、身近な補助指標の追加等

令和７年　２月　国が「温暖化対策計画」を改定

（目標追加 2035 年度 60%削減、2040 年度 73%削減。2040 年まで期間延長）

３　見直しの進め方

○　国の計画改定では、2050 年実質ゼロの実現に向けた「直線的な経路」を弛まず着実に進んで行くことを、2035 年度・2040 年度の削減目標で示すことで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・ＧＸ投資やイノベーションを加速させ、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進していく考えや、その目標の実現に向けた排出部門毎の対策・施策が計画に位置付けられた（ＧＸ、地方創生の加速、ペロブスカイト太陽電池などの導入支援等）。

○　道としては、国の計画改定で示された新たな目標設定や目標達成に向けた対策や施策等、道計画と併行して検討される庁内の「省エネ・新エネ促進行動計画」や「森林吸収源計画」など関連計画の見直しなども踏まえ、道計画における 2035 年度及び 2040 年度の削減目標の設定や達成に向けた方策などを検討するもの。

＜今後のスケジュール（予定）＞

令和７年　５月　北海道環境審議会に諮問（地球温暖化対策部会に付託）

10 月　素案のとりまとめ

11 月　素案に対するパブリックコメント

令和８年　２月　北海道環境審議会から答申

３月　計画改定